

追加経済対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月二十日

牧山ひろえ

参議院議長 江田 五月 殿

追加経済対策に関する質問主意書

東京国際空港（以下「羽田空港」という。）の第三滑走路を約三百五十メートル延伸する計画が追加経済対策に盛り込まれようとしている。我が国の国際競争力を一層強化する観点から望ましい計画であると考え

る。
そこで、以下質問する。

一 羽田空港では、二〇一〇年秋の供用開始を目指して第四滑走路が建設中である。現在の進捗状況を示されたい。

二 羽田空港の更なる国際化は関係諸団体からの強い要望である。

国土交通省は、第四滑走路の増枠について、供用開始当初は管制官及びパイロット双方の慣熟が必要であり国際線の枠を必要最小限とすると答弁しているが、双方の習熟度が増していくことを想定して、段階的に国際線の枠を増加させていくのか、政府の認識を示されたい。

三 第四滑走路の供用開始によって、羽田空港の年間発着能力は現在の約三十万回から約四十一万回に増強され、発着容量の制約の解消及び多様な路線網の形成が可能となるが、羽田空港に隣接する神奈川県側へ

の交通アクセスは未整備のままであり、第四滑走路がもたらす諸効果を最大限に生かし切れぬ。

東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、関東地方整備局及び東京航空局を構成員とする「京浜臨海部基盤施設検討会」において、神奈川口構想の実現に向けた議論がなされているが、具体的な整備計画は未だに示されていない。第四滑走路の供用開始と、第三滑走路の延伸が持つポテンシャルを最大限に生かすためには神奈川口構想の早期実現が急務であると考え、政府の認識を示されたい。

四 羽田空港と成田空港をリニアモーターカーで結び、両空港間のアクセスを改善して我が国の国際競争力を高めようとする動きが活発化している。

我が国の国際競争力を高めるための構想であると認識するが、政府の認識を示されたい。
右質問する。